

(参考3)

食の安全・安心確保交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率

1 平成19年度食の安全・安心確保交付金（消費・安全対策推進交付金）

| 目的 | 目標 | 事業メニュー及びその内容 | 事業実施主体 | 交付率 |
|----------------|-------------------|--|--|--|
| I 農畜水産物の安全性の確保 | 1 土壌有害物質のリスク管理の推進 | <p>(1) 農作物の汚染リスク推定手法の検証 土壌及び農作物中の有害物質の含有濃度等から農作物の汚染リスクを推定するための技術について、その有効性等を検証し、実用化を図る。</p> <p>(2) 農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査の実施 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第5条第1項に基づく農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等を行う。</p> <p>(3) 有害物質吸収抑制技術の実施 有害物質により汚染されている地域における有害物質の吸収の抑制に必要な資材の投入及び水管理等を行う。</p> <p>(4) 高度吸収抑制等技術の確立 有害物質の農作物への吸収抑制のための高度な営農技術や植物の吸収による土壌中の有害物質の浄化技術等の確立を行う。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(5) 高度吸収抑制等技術の確立 有害物質の農作物（水稻を除く。）への吸収抑制のための高度な営農技術や植物の吸収による土壌中の有害物質の浄化技術等の確立を行う。</p> | <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(4)までについては、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(5)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合（農業</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> |

| | | | | |
|-----------------------|--|--|---|---|
| | | <p>協同組合法（昭和 22 年法律第 242 号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>土地改良区 営農集団（農事組合法人以外の農業生産法人とする。ただし、法人格を有するものであって、受益農家数は3戸以上とする。以下同じ。）</p> <p>都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。）</p> | <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> |
| <p>2 生鮮農産物の安全性の確保</p> | <p>(1) GAPの導入・普及 都道府県における適正農業規範（以下「GAP」という。）の導入・普及を推進するため、GAP推進検討会を開催し、GAPの導入方針の検討や都道府県版GAP普及マニュアルの作成等を行う。</p> <p>(2) GAP指導者の育成・確保 都道府県段階におけるGAPの導入・普及を推進するため、農業指導者等を対象としたGAPに関する研修会を開催し、産地においてGAPの策定・実践を指導する者の育成・確保を図る。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(3) GAPの策定・実践 対象地区におけるGAPの策定・実践を推進するため、GAP推進協議会の開催、GAPの策定、研修会の開催、調査等を行う。</p> | <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。</p> <p>市町村 農業協同組合</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> | |

| | | | | |
|--|--------------------------|---|---|---|
| | <p>3 硝酸塩のリスク管理の推進</p> | <p>(1) 硝酸塩のリスク管理の推進体制の確立 野菜等農作物に含まれる硝酸塩のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、都道府県段階において、農作物中の硝酸塩含有量等の実態の把握、硝酸塩の低減化技術の検討と技術導入効果の確認・検証及びその他必要な事項に関する推進計画の策定並びに地区推進事業を効率的・効果的に推進するための講習会の開催を行う。</p> <p>〈地区推進事業〉</p> <p>(2) 硝酸塩の低減化技術の確立等 対象地区において野菜等農作物に含まれる硝酸塩の低減化技術を確立するため、推進協議会の開催、技術の実証、リスク管理啓発資料の作成、情報交換会の開催等を行う。</p> | <p>営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合 営農集団 特認団体</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> |
| | <p>4 農薬の安全使用等の総合的な推進</p> | <p>(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者(農薬適正使用アドバイザー等)の育成、周辺環境におけるモニタリング調査の実施や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定、農薬使用時の飛散の状況及び周辺農作物への農薬の残留状況の調査等を行う。</p> | <p>都道府県</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率</p> |

| | | | | |
|--------------------|--|--|-------------|---|
| | | <p>(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。</p> <p>(3) 農薬残留確認調査の実施 登録保留基準への適合状況又は農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う。</p> | | <p>を準用するものとする。</p> |
| <p>5 飼料の安全性の確保</p> | | <p>(1) 関係機関が連携した指導体制の確立 飼料安全性確保対策に係る協議会の開催・参加、飼料業者情報共有システムの整備活用等により、関係機関における飼料の安全性確保対策の連携を図る。</p> <p>(2) 飼料安全法令等に関する普及・監視及び指導 畜産農家、飼料等販売業者、地域流通飼料製造業者等を対象として、地区講習会、巡回指導、普及資料の配布、立入検査等により、飼料安全法令等の遵守に必要な知識の普及、遵守状況の監視及び指導を行う。</p> <p>(3) 飼料の安全性監視のための調査分析の実施 地域流通飼料等における有害物質の分析等、安全性監視のための調査分析の実施により、地域流通飼料等の安全性確保を図る。</p> | <p>都道府県</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> |
| <p>6 貝毒の安全性の確保</p> | | <p>貝毒発生監視調査 毒化したホタテガイ等二枚貝の流通を防止するため、マウスを用いた公定検査法による貝毒毒量の検査等、貝毒の発生監視調査を行う。</p> | <p>都道府県</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。</p> |

| | | | | |
|--|-----------------------|--|--|--|
| | | | | <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> |
| <p>II 伝染性 疾病・ 病虫害 の発生 予防・ まん延 防止</p> | <p>1 家畜衛生 の推進</p> | <p>(1) 埋設農薬処理の進行管理の実施 埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。 また、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前、事後に環境調査を行う。</p> <p>(2) 周辺環境への悪影響の防止措置の実施 埋設農薬の漏洩等による周辺環境への悪影響が懸念される場合、緊急的に必要な悪影響防止措置等を行う。</p> <p>(1) BSE検査・清浄化の推進 BSE検査を確実かつ円滑に実施するために必要な支援を行うことにより、BSEの浸潤状況の正確な把握、防疫体制の実効性の評価等リスク管理を科学的に実施する体制を確立する。</p> <p>(2) 監視・危機管理体制の整備 飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針の周知及び同指針に沿った防疫演習等を行う。</p> <p>(3) 慢性疾病等の低減 行政、生産者、関係団体等の連携に</p> | <p>都道府県 市町村 農業協同組合 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(5)までについては、都道府県とする。ただし、(2)のうち沖縄牧野ダニ侵入防止対策については沖縄県、自衛防疫の推進については社団法人家畜畜産物衛生指導協会及び特認団体とする。</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(2)のうち、社団法人家畜</p> |

| | | | | |
|---------------|--|--|--|--|
| | | <p>より、畜産農家における生産性を阻害する疾病群について有効な低減方策を検討する。</p> <p>(4) 生産衛生の確保 HACCPに基づく衛生管理手法の生産段階への導入等を行うことにより、安全で安心な畜産物の供給体制を推進する。</p> <p>(5) 地域衛生管理体制の整備 行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止の仕組みづくり、清浄化推進や動物用医薬品の適正使用の取組等を推進する。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(6) 地域衛生管理体制の整備 行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止の仕組みづくり、地域内の各種伝染性疾病の清浄性の確認・維持、清浄化推進、動物用医薬品の適正利用の取組等を推進する。</p> | <p>事業メニュー及びその内容の欄の(6)については、以下のとおりとする。</p> <p>市町村 農業協同組合 社団法人家畜畜産物衛生指導協会 生産者の組織する団体（消費・安全局長が別に定めるものをいう。） 特認団体</p> <p>都道府県</p> | <p>畜産物衛生指導協会が実施する自衛防疫の推進に要する経費については定額（1/3以内）、沖縄県が実施する牧野ダニ侵入防止対策に要する経費については定額（9/10以内）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。ただし、事業メニュー及びその内容</p> |
| 2 養殖衛生管理体制の整備 | | <p>(1) 総合推進会議の開催等 全国的及び地域的な会議の開催等により、養殖衛生管理対策を総合的に推進する。</p> <p>(2) 養殖衛生管理指導 養殖生産物の安全性の確保を図るため、養殖管理・水産医薬品等の適正指導、養殖衛生管理技術の普及・啓発を行う。</p> | | |

| | | | |
|--------------------|--|--|---|
| | <p>(3) 養殖場の調査・監視 養殖生産物の安全性の確保を図るため、水産用医薬品残留検査等を行う。</p> <p>(4) 養殖衛生管理機器の整備 養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を行う。</p> <p>(5) 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、疾病の監視、特定疾病まん延防止措置等を行う。</p> | | <p>の欄の(5)のうち特定疾病まん延防止措置等に要する経費については定額(10/10)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> |
| <p>3 病害虫の防除の推進</p> | <p>(1) 総合的病害虫・雑草管理(I PM)普及推進 I PM実践指標の策定及びその実践効果の把握のための調査を行う。</p> <p>(2) 総合的病害虫・雑草管理(I PM)実践地域の育成 I PM実践指標に基づいた防除を実践する地域をモデル的に育成する。</p> <p>(3) 病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立 農薬散布に伴う環境リスクを低減するため、天敵、フェロモン等を利用した防除技術、農薬散布量低減化技術(少量散布、静電散布)及び基幹的マイナー作物病害虫防除技術についての体系を確立する。</p> <p><地区推進事業></p> | <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(3)までについては、都道府県とする。</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> |

| | | | |
|----------------------|---|---|---|
| | <p>(4) 総合的病害虫・雑草管理（I P M） 実践地域の育成 I P M実践指標に基づいた防除を実践する地域をモデル的に育成する。</p> | <p>事業メニュー及びその内容の欄の(4)については、以下のとおりとする。 農業協同組合 特認団体</p> | |
| <p>4 重要病害虫の特別防除等</p> | <p>(1) 重要病害虫侵入警戒調査等の実施 ミバエ類等の重要病害虫が侵入した場合、当該病害虫を早期に発見するため、全国の果樹・野菜栽培地帯等において、これら重要病害虫の侵入警戒調査等を行う。</p> <p>(2) 移動規制病害虫特別防除 植物防疫法に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における徹底した防除等を行う。</p> <p>(3) 重要病害虫の防除 我が国で発生が限定されている重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域等における徹底した防除等を行う。</p> <p>(4) 特殊病害虫緊急防除 重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。</p> <p>(5) アリモドキゾウムシ根絶防除 鹿児島県奄美群島に発生しているさつまいもの重要な害虫であるアリモドキゾウムシについて、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和 29 年政令第 239 号)別表第 3 の第 3 号に基づく環境に優しい不妊虫放飼法等により根絶防除を行</p> | <p>都道府県</p> | <p>交付金の交付率は事業費の定額（1 / 2 以内）とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の（1）、（4）及び（5）に要する経費は定額（1 0 / 1 0）とする。また、（5）のうち、不妊虫増殖施設等の整備に要する経費は定額（ 9 / 1 0 以内）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率</p> |

| | | | | |
|--|---|---|--|---|
| <p>Ⅲ地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援</p> | <p>1 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援</p> | <p>う。</p> <p>(6) 輸出検疫条件の確立 諸外国へ我が国農産物の解禁要請を行うにあたり、輸入国が侵入を警戒する病虫害の発生調査等の必要なデータ収集を目的とした調査等を行う。</p> <p>(1) 食育総合展示会等の開催 「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進等を通じて、地域における食育を推進するため、食育総合展やシンポジウム等を開催する。</p> <p>(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 地域における食育活動の総合的かつ効果的な展開を図るため、「食事バランスガイド」に関する講習会等を開催し、食品衛生・栄養改善・農業生産・食文化等各分野において専門的に食育活動を行うボランティアの活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーを育成するとともに、ボランティア等を対象とした食育推進リーダーを講師とする講習会等を通じて「食事バランスガイド」等の普及・活用を促進する。</p> <p>(3) 地域版「食事バランスガイド」の策定及び普及・活用の促進 地域の実態を踏まえ、地元産農産物や地域の郷土料理等を反映した、地域独自の「食事バランスガイド」の策定、普及・活用の取組を支援する。</p> <p>(4) 「教育ファーム推進計画」の策定及び「教育ファーム」の優良事例の情報提供等の促進 食に関する関心や理解の増進を図るため、「教育ファーム推進計画」策定に向けた取組や「教育ファーム」の優良</p> | <p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 消費生活協同組合 特認団体</p> | <p>を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> |
|--|---|---|--|---|

| | | |
|--|------------------------------------|--|
| | 事例の収集・情報提供など、地域における教育ファームの取組を支援する。 | |
|--|------------------------------------|--|

2 平成17年度食の安全・安心確保交付金（消費・安全対策整備交付金）

| 目的 | 目標 | 事業メニュー及びその内容 | 事業実施主体 | 交付率 |
|---|---------------|---|--------|--|
| I 伝染性 疾病・ 病虫害 の発生 予防・ まん延 の防止 | 1 家畜衛生 の推進 | 監視体制強化施設整備 家畜保健衛生所等の機能を全国的に 一定水準以上に保つため、検査の迅速 化、高度な疫学診断等に対応するため の施設及び機器を整備する。 | 都道府県 | 交付金の 交付率は 事業費の 定額（1/ 2以内） とする。 なお、地 域提案型 事業の交 付率は類 似の事業 メニュー の交付率 を準用す るものと する。 |